

## 登録認定機関の登録等に関する手続

法第5章第2節に規定する登録認定機関の登録等の手続に関する事項について、以下のとおり定める。（主務省令第22条から第30条まで関係）

### 第1 登録認定機関の登録及び更新の申請

#### 1 登録の申請

法第18条第1項の規定に基づき登録認定機関の登録を受けようとする者は、別添様式1による申請書に、4に掲げる書類を添え、手数料に相当する額の収入印紙を添付し、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）を経由して、農林水産大臣に提出するものとする。（主務省令第22条関係）

#### 2 登録の更新の申請

法第21条の規定に基づき登録認定機関の登録の更新を受けようとする場合は、別添様式2による申請書に、4に掲げる書類を添え、手数料に相当する額の収入印紙を添付し、センターを経由して、農林水産大臣に提出するものとする。（主務省令第26条関係）

#### 3 申請の区分

登録及びその更新の申請は、次の表に掲げる登録に係る業務の内容及び施設認定農林水産物等の種類ごとに行うものとする。

なお、登録を受けようとする者は、次の表に掲げる施設認定農林水産物等の種類のうち、当該者が実際に認定を行うことを予定している適合施設に係るものを選択し、農林水産大臣に申し出るものとする。

| 区分  | 登録に係る業務の内容   | 施設認定農林水産物等の種類   |
|-----|--|---|
| 2-V | 適合施設の認定及びその定期的な確認（残留物質等検査を伴うものを除く。）を行うもの（主務省令第22条第1項第1号第ロ） | タイに輸出される農産物   |
| 2-S | 適合施設の認定及びその定期的な確認（残留物質等検査を伴うものを除く。）を行うもの（主務省令第22条第1項第1号第ロ） | アメリカ合衆国、インドネシア、ウクライナ、欧州連合の構成国、オーストラリア、ナイジェリア、ブラジル又はロシアに輸出される水産物 |
| 3-A | 適合施設の定期的な確認（残留物質等検査に関するものに限る。）を行うもの（主務省令第22条第1項第1号第ハ）      | 欧州連合の構成国、アメリカ合衆国、カナダ、香港、アルゼンチン、ウルグアイ、オーストラリア、ニュージーランドに輸出される畜産物  |

|     |   |                   |
|-----|---|-------------------|
| 3-S | 適合施設の定期的な確認（残留物質等検査に関するものに限る。）を行うもの（主務省令第22条第1項第1号第ハ） | 欧州連合の構成国に輸出される水産物 |
|-----|---|-------------------|

#### 4 添付書類

登録又はその更新の申請における添付書類は、登録に係る業務の内容ごとに、それぞれ以下のとおりとする。

なお、更新の申請においては、登録の申請時に農林水産大臣に提出された内容から変更がない書類については、その旨を記載した場合は、当該書類の添付を要しないものとする。

(1) 適合施設の認定及びその定期的な確認（イ及びウ並びに第2において「認定等」という。）（残留物質等検査を伴うものを除く。）を行うもの（主務省令第22条第1項第1号第ロ）

ア 定款及び登記事項証明書

イ 次の事項を記載した書類

- ① 認定等に関する業務を行う組織に関する事項
  - ② 職員、登録認定機関が委嘱する外部の委員その他の認定等に関する業務に従事する者の氏名、略歴及び担当する業務の範囲
  - ③ ①及び②に掲げるもののほか認定等に関する業務の実施方法に関する事項
  - ④ 認定等に関する業務以外の業務を行っている場合は、当該業務の種類及び概要並びに全体の組織に関する事項
  - ⑤ 認定等に関する業務又はこれに類似する業務の実績がある場合は、その実績
- ウ 認定等に関する業務から生ずる損害の賠償その他の債務に対する備え及び財務内容の健全性に関する事項を記載した書類

エ 申請の日の属する事業年度の事業計画及び収支予算に関する書類

オ 主要な株主の構成（当該株主が法第20条第1項第2号に規定する取扱業者である場合には、その旨を含む。）を記載した書類

カ 役員の氏名、略歴及び担当する業務の範囲を記載した書類

(2) 適合施設の定期的な確認（残留物質等検査に関するものに限る。）を行うもの（主務省令第22条第1項第1号第ハ）

ア (1)に掲げる書類（ウ及びエを除く。）

イ 次の事項を記載した書類

- ① 試験所に関する国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた基準（ISO/IEC 17025）に適合していることについて、第三者による認定を取得していることを証明する書類
- ② 適合施設の確認業務において、輸出先国の政府機関が求める残留物質等検査を行う能力を有することを証明する書類。

## 第2 登録認定機関の業務を適確に行うための基準

認定等を適確に行うために必要な基準は、登録に係る業務の内容ごとに、それぞれ以下のとおりとする。(主務省令第24条関係)

- (1) 認定等(残留物質等検査を伴うものを除く。)を行うもの(主務省令第22条第1項第1号第ロ) 次に掲げる基準のすべてに適合していること
  - ア 公平な認定等の実施、情報の漏えいの防止その他の適確に認定等を行うために必要な運営方針及び安定的な経営基盤を有すること
  - イ 適確に認定等に係る業務を行うために必要な運営体制を有すること
  - ウ 認定等に必要能力を有する職員を十分に確保するとともに、その能力の維持向上及び適切な人事管理に必要な方針を有すること
  - エ 適確に認定等に係る業務を行うための具体的な手順が定められていること
  - オ 適確に認定等に係る業務を行うために必要な監査、文書管理その他の業務管理体制を有すること
  - カ 認定等の業務を実施することについて、必要に応じて、輸出先国の了承が得られていること
- (2) 適合施設の定期的な確認(残留物質等検査に関するものに限る。)を行うもの(主務省令第22条第1項第1号第ハ関係) 次に掲げる基準のすべてに適合していること
  - ア 試験所に関する国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた基準(ISO/IEC 17025)に適合していること
  - イ 適合施設の確認業務において、残留物質等検査を行う能力を有すること
  - ウ 適合施設の確認業務を実施することについて、必要に応じて、輸出先国の了承が得られていること

## 第3 登録免許税の納付

- 1 農林水産大臣は、登録認定機関の登録を受けようとする者が第2に掲げる基準に適合していると認められたとき(輸出先国の了承が必要な場合にあっては、当該了承が得られたとき)は、遅滞なく、当該登録を受けようとする者に対してその旨を通知する。
- 2 1の通知を受けた登録を受けようとする者は、登録免許税(9万円)を日本銀行(本店・支店・代理店・歳入代理店(郵便局を含む。))又は税務署に納付し、その領収印が入った領収書を農林水産省に提出するものとする。
- 3 農林水産大臣は、2の提出が確認され次第、遅滞なく登録を行うものとする。

## 第4 登録台帳への記載

法第20条第2項の登録台帳は、別添様式3によるものとする。(主務省令第25条関係)

## 第5 申請書の添付書類記載事項の変更の届出

第1の4の(1)のイ(⑤を除く。)、オ若しくはカ又は第1の4の(2)のイの①に掲げる書類に変更があったときは、遅滞なく、別添様式4又は5による届出書を、センターを経由して、農林水産大臣に提出するものとする。

## 第6 登録認定機関の地位の承継の届出

法第22条第2項の規定による届出をしようとする者は、別添様式6による届出書に登録認定機関の地位を承継したことを証明する書面を添えて、センターを経由して、農林水産大臣に提出するものとする。

## 第7 登録認定機関の認定等に関する業務の方法に関する基準

法第23条第2項に規定する適合施設の認定又はその定期的な確認(以下「認定等」という。)に関する業務の方法に関する基準は、以下のとおりとする。(主務省令第28条関係)

### (1) 認定等の実施方法に関する基準

ア 認定等をしようとするときは、当該認定等に係る施設が、法第17条第1項の認定要件に適合することを審査するものとする。また、認定したときは、当該認定等に係る施設が、法及び主務省令、その他の国が定める規程等に基づき適切に運営されることを確実にすること。

イ 認定の申請者又はその業務を行う役員(人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの)にあっては、申請者又はその代表者若しくは管理人が次のいずれかに該当するときは、認定をしないこと。

① 法第17条第1項から第3項までの認定を取り消され、その取消しの日から1年を経過しない者

② 法第17条第1項から第3項までの認定の取消しの日前30日以内にその取消しに係る者の業務を行う役員(人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの)にあっては、その代表者又は管理人)であった者でその取消しの日から1年を経過しないもの

### (2) 施設の認定の取消しその他の措置の実施方法に関する基準

ア 認定等に係る施設が法第17条第1項の認定要件に適合しなくなったとき又は適合しなくなるおそれ大きいと認めるときは、認定施設設置者等に対し、当該認定等の基準に適合するため必要な措置をとるべきことを請求すること。

イ 認定施設設置者等に対してアの規定による請求をする場合において、当該認定施設設置者等が当該請求に係る措置を速やかに講ずることが見込まれないときは、当該認定施設設置者等に対し、当該認定施設設置者等が当該請求に係る措置を講ずるまでの間、輸出に関する業務(当該請求に係るものに限る。)を停止する

ことを請求すること。

ウ 認定施設設置者等がア又はイに従わないときは、認定の取消しその他の適切な措置を講ずること。

エ 認定施設設置者等に係る認定の取消しをしようとするときは、その1週間前までに当該認定施設設置者等にその旨を通知し、弁明の機会を付与すること。

## 第8 登録認定機関の事業所の変更の届出

法第24条第1項の規定による事業所の所在地の変更の届出をしようとする登録認定機関は、別添様式7による届出書を、センターを経由して、農林水産大臣に提出するものとする。

## 第9 登録認定機関の業務規程

### 1 業務規程に規定する事項について

登録認定機関は、以下の事項を規定した業務規程を作成するものとする。(主務省令第29条関係)

ア 認定等の実施方法(主務省令第22条第1項第1号第ハの残留物質等検査を行う場合にあつては、検査の種類(対象物質及び品目)に関する事項を含む。)、認定の取消しの実施方法その他の認定等に関する業務の実施方法に関する事項

イ 認定等に関する手数料の算定方法に関する事項

ウ 法20条第2項各号及び主務省令第25条第2項に掲げる事項

エ 認定等に関する業務を行う時間及び休日に関する事項

オ 認定等に関する業務を行う組織に関する事項

カ 認定等に関する業務を行う者の職務及び必要な能力に関する事項

キ 認定等に関する業務の公正な実施のために必要な事項

ク その他認定等に関する業務に関し必要な事項

### 2 業務規程の届出について

法第25条第1項前段の規定により業務規程の届出をする場合は、別添様式8による届出書(法第25条第1項後段の規定により業務規程の変更の届出をする場合は、別添様式9による届出書)に業務規程正副2通を添えて、センターを経由して、農林水産大臣に提出するものとする。

## 第10 登録認定機関の業務の休廃止の届出

業務の廃止をしようとする登録認定機関は、法第26条第1項の規定に基づき、別添様式10による届出書を、センターを経由して、農林水産大臣に提出するものとする。(主務省令第30条関係)

## 第 11 登録認定機関に対する報告の徴収等

- 1 農林水産大臣は、法第 39 条第 1 項の規定に基づき、登録認定機関若しくはその登録認定機関とその業務に関して関係のある事業者に対し、必要な報告の徴収、事業所等への立入検査、職員への質問等を行うことができる。
- 2 センターは、農林水産大臣から指示があった場合は、法第 40 条第 1 項の規定に基づき、登録認定機関又はその登録認定機関とその業務に関して関係のある事業者に対し、報告の徴収、事業所等への立入検査、職員への質問等を行わなければならない。